

業務制限の範囲について

これまでの議論

平成24年度第2回、第3回委員会においては、業務制限の範囲について検討し、国民による政治資金監査制度に対する信頼性を保つ観点からある程度の業務制限の拡大を前向きに検討すべきという考え方と、政治資金監査が外形的・定型的に行われるものであるという性格に鑑みると、職業的専門家であれば外部性は損なわれないという考え方が示された。

平成25年度第2回委員会においては、これまで議論してきた事例について、(1) 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの、(2) 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの、(3) 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得ないものの3つの類型に整理し、検討を進めた。

政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつつ、政党助成法の業務制限の範囲を外延として整理すればよいのではないかという考え方が示された。

検討

これまで検討してきた事例のうち、議論の対象を(1) 政党助成法の監査の考え方を当てはめた場合に業務制限の対象となり得るもの及び(2) 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないものに絞り込んだ上で、それぞれの事例についてこれまでに示された意見を踏まえつつ、更なる検討を行う。

(1) 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの

○ 過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者に依頼

○ 同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼

○ 国会議員に依頼（他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限）

○ 国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼

(2) 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの

○ 同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼

○ 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼